

令和5年度  
愛川町衛生プラント施設整備等方針検討業務委託仕様書

第1章 総則

1 業務の目的

愛川町（以下「発注者」という）し尿処理施設（愛川町衛生プラント）は、昭和61年供用開始後、37年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。

本業務は、施設の老朽化や搬入量の減少等を踏まえ、希釈放流方式を初めとする複数の処理方法案の比較検討資料を作成するなどして、今後の施設及びし尿処理方式の検討、財政負担低減の観点から長期的な視点による基本的な考え方をまとめ、今後のあり方に資する施設整備等に関する基本方針の策定を目的とする。

2 業務委託名

令和5年度

愛川町衛生プラント施設整備等方針検討業務委託

3 施設の名称

愛川町衛生プラント

4 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

5 仕様書の適用

本仕様書は、本業務に適用するものとし、本仕様書に定めのないもので業務上必要と思われる事項については、発注者と受注者が協議の上これを定めるものとする。

6 関係法令等

受注者は、本業務の実施にあたって関係する諸法令、細則、通知等を守らなければならない。

7 守秘義務等

受注者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。またコンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

## 8 業務内容の変更

発注者が必要であると認めた場合には、発注者と受注者による協議により業務内容を変更することができる。

## 9 資料の貸与

本業務を遂行する上で必要な関係資料等の収集は、原則的に受注者が行うものとするが、発注者が保有しているもののうち、貸出しが可能な資料・記録等については貸与する。なお、貸与された関係資料等については、破損、漏えい、滅失、盗難等のないよう資料管理を行い、業務完了時に速やかに返還しなければならない。

## 10 打合せおよび議事録

受注者は、業務着手時および履行期間中に必要に応じて協議打合せを行い、その議事録を発注者に提出して承認を受けることとする。

## 11 疑義

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合は、発注者に照会し、発注者の意向を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

## 12 提出書類

本業務の着手および完了にあたり、受注者は次の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

### (1) 着手時

- ア 業務着手届
- イ 管理技術者届
- ウ 管理技術者経歴書〔技術士（衛生工学部門「廃棄物処理・廃棄物管理」または、「廃棄物・資源循環」）の証明を含む〕
- エ 業務工程表

### (2) 完了時

- ア 業務完了届
- イ 成果品

## 13 管理技術者等

受注者は、管理技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度の技術を要する業務については相当の経歴を有する技術者を配置しな

ればならない。

管理技術者は、し尿処理施設の処理技術と運営管理に十分な知識及び経験を有する者とし、技術士（衛生工学部門「廃棄物処理・廃棄物管理」または、「廃棄物・資源循環」）の資格を有している者とする。

#### 14 検査および引渡し

受注者は、業務完了後速やかに業務完了届を提出し、発注者の検査を受けなければならない。業務の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査合格をもって業務の完了とする。

## 第2章 業務内容

### 1 対象施設の概要

施設名称	愛川町衛生プラント		
施設所管	愛川町		
所在地	〒243-0303 神奈川県愛甲郡愛川町中津 5188 番地		
計画処理能力	37kL/日(し尿：15kL/日、浄化槽汚泥：22kL/日)		
処理方式	主 処 理 : 好気性消化処理(高負荷脱窒素)方式 汚泥処理 : 脱水+乾燥+焼却 臭気処理 : 酸洗浄+アルカリ次亜塩洗浄+活性炭吸着		
プロセス用水	地下水		
放流先	相模川流域関連公共下水道		
し渣処分方法	焼却後搬出埋立処分		
汚泥処分方法	焼却後搬出埋立処分		
放流水質	項目	基準値	計画値
	pH	5.0 を超え～9.0 未満	5.8～8.6
	BOD (mg/L)	600 未満	360 以下
	SS (mg/L)	600 未満	500 以下
竣工年度	昭和 61 年度		
設計・施工	土木・建築設備 [設計]: 株式会社イズミ建築設計事務所 土木・建築設備 [施工]: 大林・大野建設共同企業体 機械設備 [設計・施工]: 古河機械金属株式会社		

## 2 成果品

- (1) 愛川町衛生プラント整備等方針検討業務報告書 A4版 10部  
図面、写真はカラー印刷とし、別添で納める場合は発注者の指示する版型で提出する。
- (2) 報告書の概要版（詳細は「5 概要版の作成」のとおり）A4版 2部
- (3) 報告書・報告書の概要版の電子データ（Word、Excel、PDF型式など）CD-R 一式
- (4) その他必要とする資料 一式

## 3 各種計画等

本業務に関連する計画類は次のとおりである。なお、本検討業務については、必要に応じ、既存計画類と独立した検討を認める。

- (1) 第6次愛川町総合計画
- (2) 愛川町公共施設等総合管理計画
- (3) 愛川町個別施設計画
- (4) 愛川町都市マスタープラン
- (5) 愛川町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」
- (6) 環境省 廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き  
（し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）
- (7) その他関係法規及び通達等

## 4 施設整備方針等の検討

- (1) 地域特性、し尿処理の現状・課題の把握及び将来予測
  - ア 地域特性、生活排水処理状況の把握及び将来予測
  - イ 施設の概要と維持補修履歴、処理状況の現状と把握
  - ウ 施設処理量の将来予測
  - エ 将来を見込んだ本施設の課題の整理
- (2) 関連法令、関連計画等の把握・調整
  - ア 施設改修に係る関連法令の把握
  - イ 町関連計画等の把握・調整
- (3) 本町に最適な施設計画の比較・検討  
複数の処理方法案を比較・検討した上で、本町に最適な処理方法案を作成し、必要施設規模を設定した上で、概算事業費（工事費、維持管理費）を算定することを目的とする。なお、処理方法案ごとに適用される法制度や補助制度、適用条件及び課題を整理する。
  - ア 今後の供用能力の設定

イ 施設処理能力（規模）の検討

ウ 施設処理方式の検討

検討に当たり、（ア）・（イ）は今後 15～20 年程度稼働させることを前提条件とする。また、全ての方式において、二酸化炭素排出量の削減について検討することとする。

（ア）既存処理方式での延命化

方式の変更がない場合での延命化において必要な基幹的設備改良案を検討するものとする。

（イ）処理方式の変更を伴う方式での延命化案

既存施設を改修及び利活用し、処理水を下水道へ放流する案を検討する。なお、現在、処理水を下水放流していることから、希釈放流を基本として処理方式の検討を行うが、本町に最適な処理方式がほかに考えられる場合はこの限りでない。

検討する処理方式を次に示す。

a 希釈放流

投入されたし尿等の全量を希釈し、下水放流するもの。

b 脱水方式（焼却継続）

し尿等を脱水後、脱水汚泥を焼却し、処理水は必要に応じて希釈し、下水放流するもの。

c 脱水方式（焼却廃止）

し尿等を脱水後、脱水汚泥を焼却せずに処理または搬出し、処理水は必要に応じて希釈し、下水放流するもの。

（ウ）施設更新

（エ）その他

受注者において他の発案がある場合は、その方式を検討すること。

エ 施設処理方法ごとのランニングコストを含めた必要施設規模への改修に係るコストの検討

オ 交付金、補助金等の把握と検討

カ 施設改修に係る届出等の把握

キ 施設・設備の整備スケジュールの検討

## 5 概要版の作成

衛生プラント整備等方針検討業務報告書について、地元住民、議会等に説明するため、報告書の概要版を作成する。概要版については、施設の概要、施設処理方式の検討等について、簡潔な説明で作成すること。